

[保険委員会からの注釈]

以下の文章については、局所麻酔についての医療事故を最高額1億円までの補償でご希望なされる先生のみが対象となる特別約款（特約）です。一般の共済会の会員の方は対象となりませんのでご注意ください。

Ⅱ. 一般社団法人 日本美容医療責任共済会 美容医療麻酔過誤死亡賠償責任共済 特別約款

はじめに

これは、一般社団法人日本美容医療責任共済会の美容医療麻酔過誤死亡賠償責任共済特別約款の抜粋です。この特別約款は、英国ロイズ保険組合のシンジケートの一つであるマーケットフォーム・リミテッド社の再保険約款（英文約款）を元約款としていますので、ご加入に際しては英文約款（和訳付き）も併せお読みいただき、内容をご確認くださいようお願いいたします。

補償の種類：美容医療麻酔過誤による死亡賠償責任補償

再保険者：ロイズ マーケットフォーム・リミテッド（シンジケート 2468）

被再保険者：一般社団法人日本美容医療責任共済会

共済者：一般社団法人日本美容医療責任共済会

被共済者：一般社団法人日本美容医療責任共済会加入医療機関及び医師

補償期間：2012年4月1日から2013年3月31日まで。以後4月1日から翌年3月31日までの1年間。但し、再保険会社との契約継続に拠る。

補償対象：セクション1）：共済契約申込書または告知書に記載された職業もしくは業務遂行により、被共済者が犯す過失または過誤行為に起因する美容皮膚医療の為の局所麻酔による患者の死亡（以下、“麻酔過誤（A）”と称す）

セクション2）：共済契約申込書または告知書に記載された職業もしくは業務遂行により、被共済者が犯す過失または過誤行為に起因する美容形成治療の為の局所麻酔もしくは全身麻酔による患者の死亡（以下“麻酔過誤”（B）と称す）

補償内容：責任限度額の範囲内で以下の損害賠償金並びに防禦費用が補償される。

補償される損害賠償金額は裁判所の判決に従うものとする。

[裁判所の判決、裁定、和解に基づく損害賠償金]

麻酔による死亡慰謝料

麻酔処置後死亡に至るまでの治療費

麻酔による死亡までの間に支出した入院費・休業補償

[防禦費用]

クレームの防禦または解決のための訴訟費用を含むすべての費用、報酬及び経費

補償限度額：日本美容医療責任共済会基本約款の1事故当たりの限度額100万円プラス免責額10万円、合計110万円を超える金額について、1事故当たり1億円及び年間累積額1億円を限度として補償する。但し、共済会の年間累積額が10億円となった時点で打ち止めとする。

対象地域：日本国内

請求期間：遡及日以降に発生した事故について共済契約の有効期間中に提起されたクレームのみを補償対象とする。

遡及日：契約者毎の共済契約期間開始日

補償条件：日本美容医療責任共済会普通賠償責任共済約款を基本約款とし、マーケットフォーム・リミテッド社英文特別約款（和訳付き）に拠る。

準拠法：本共済契約及び再保険契約に関わる正当且つ専属の準拠法は日本の法律とする。再保険会社との紛争は仲裁条項に従うものとするが、同条項につき争いが生じた場合は、日本の裁判所の専属管轄権に委ねる。

- 共済掛け金** : セクション 1) : 1 医師当たり月払い掛け金 15,000 円
セクション 2) : 1 医師当たり月払い掛け金 55,000 円
- 請求報告手続** : マーケットフォーム社の事故通知及び事故処理手続書に基づく。
- 麻酔過誤定義** : (A) 美容皮膚科医療行為において被共済者が犯す過失または過誤に起因する美容皮膚治療のための局所麻酔による患者の死亡を言う。
(B) 美容形成外科医療行為において被共済者が犯す過失または過誤に起因する美容形成治療のための局所麻酔または全身麻酔による患者の死亡を言う。
- 主な免責事項** : 補償期間開始前に発生した麻酔過誤。補償期間開始前に他の保険会社または共済会に通知された事実または事故に起因する損害賠償請求。他の保険会社または共済会により提供される保険、補償または支援の対象となる損害賠償請求。
- 主な通知事項** : 麻酔過誤を主張し被共済者に出状された損害賠償請求召喚令状または出頭命令に関する書簡。被共済者の麻酔過誤についての責任を留保することを意図した人からの通知の受領。被共済者に対する麻酔過誤損害賠償請求につながる恐れのあるいかなる行為または状況。
- 被共済者義務** : 全ての美容医療業務内容並びに使用された器具を正確に記載した記録の保持、並びに本共済会またはその代理人による検査及び使用のための提供。
当該記録の少なくとも美容医療実施日から 10 年間の保有。本共済会への費用請求の前に損害賠償請求の防禦に助力すること。何人に対しても本共済条件を公開せず、本共済会の書面による同意なしに賠償責任を認めず、また示談、提案、約束、支払いをせず、費用または経費を支出しない。
- 共済会権利** : 本共済会はいかなる損害賠償請求に対する防禦の指揮をする権利を有し、また本共済会自身の利益のために損害賠償請求に対してもしくは第三者に対し訴訟手続を行う権利を有し、損害賠償請求の解決に関する交渉及び手続きにおいて全面的な裁量権を有す。本共済会は被共済者の同意なしにいかなる損害賠償請求の和解をしない。しかし、もし被共済者が本共済会またはその法律上の代理人により薦められた和解について同意することを拒否し、異議を唱え、あるいは訴訟手続を続けることを選択した場合、本共済会の責任は損害賠償請求について和解することができたであろう金額に加え、拒否の日までに本共済会が同意した経費と費用とする。ただし、その金額は共済契約に記載の補償限度額を超えないものとし、被共済者は、この日以降に本共済会に支払義務があることが判明したいかなる判決、和解及び防禦費用の額を本共済会に対し補填することに同意する。
- 解除通知** : 本共済会は、30 日前の通知により本共済契約を解除することができる。もし本共済契約が解除された場合、本共済会は日割り計算された掛け金のみを収受する。
- 解約条項** : 被再保険者及び再保険者双方から特段の異議のない限り毎年 12 月 31 日に、自動的に解約予告通知がなされるものとし、両当事者から正式な書面は発行されない。

以上